

子ども被災者支援法基本方針の健康管理関係の主な施策について
(基本方針抜粋)

(13) 放射線による健康への影響調査、医療の提供等

福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量調査や、事故時18歳以下の子どもに対する甲状腺検査等必要な健康管理調査を継続する。また、個人線量計等による福島県及び近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行う。

(主な具体的取組)

- ・ 福島県及び近隣県の住民の被ばく全般の把握・評価の在り方及び方法を示す、個人被ばく線量モニタリング運用ガイドラインの作成。【環境省】
- ・ 福島県民健康管理調査や子育て支援の観点からの医療費の助成等のために活用されている福島県民健康管理基金により、福島県内の子ども等に個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を実施するとともに、基金の各事業のフォローアップを実施。【環境省、復興庁】
- ・ 事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量評価調査を継続実施。【環境省】
- ・ 国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島近隣県において、新たに個人線量計による外部被ばく測定等をモデル的に実施。その結果を踏まえ、さらに拡充を検討。【環境省】

また、きめ細やかな個人線量把握を行うため、避難指示解除準備区域等において外部被ばく測定等を一層推進。【環境省】

- ・ 福島県民健康管理調査により、住民票の有無にかかわらず事故当時福島県に居住・滞在されていた方を含む全福島県民に対する外部被ばく線量を把握する基本調査や、事故時18歳以下であった子どもに対する甲状腺検査等を継続実施。

また、福島県において甲状腺検査が継続的に着実に実施できるよう、検査スタッフの確保、育成を支援【環境省】

- ・ 福島県民健康管理調査の着実な実施のため、甲状腺検査結果等の情報の管理・集約・提供の在り方を検討【環境省】
- ・ 福島県外3県で実施した甲状腺有所見率調査結果の周知など、福島県における甲状腺検査の理解促進を引き続き支援【環境省】
- ・ 新たに有識者会議を開催し、福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方を検討。【環境省】
- ・ 被ばく量の観点から、事故による放射線の健康への影響が見込まれ、支援が必要と考えられる範囲(子ども・妊婦の対象範囲や負傷・疾病の対象範囲)を検討するなど、県民健康管理調査や個人線量把握の結果等を踏まえて、医療に関する施策の在り方を検討。【環境省】
- ・ 甲状腺の精密検査・診断、ヨード内用療法等、質の高い甲状腺医療が受診可能となる、診断・医療技術の向上を支援【環境省】

子ども被災者支援法基本方針 概要

ポイント

支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。

1 施策推進の基本的方向性

放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援により、被災者が安心して生活できるようにする。

2 支援の対象地域

(1) 支援対象地域

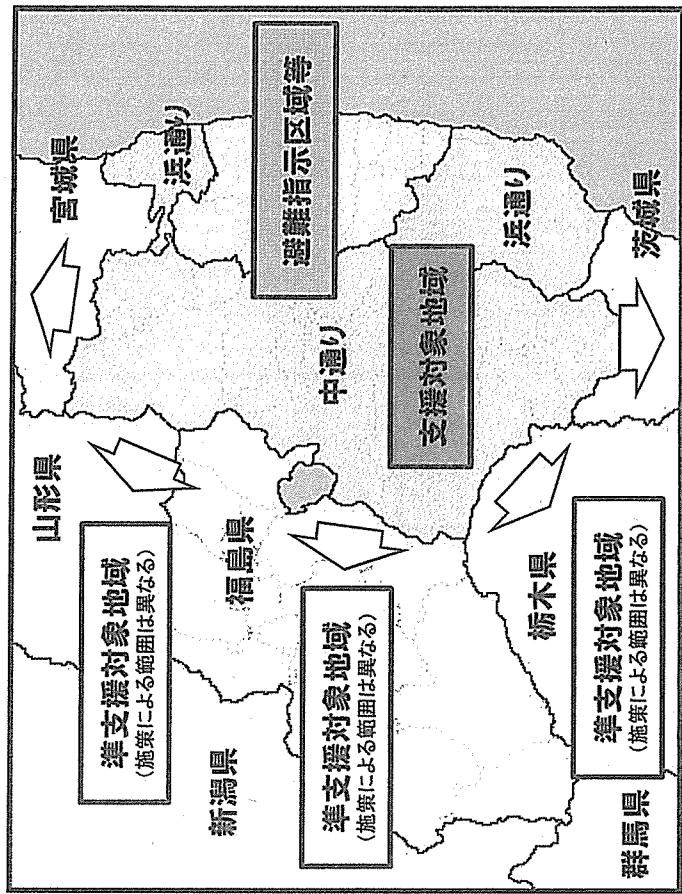
原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。

(2) 準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。

3 施策の基本的事項

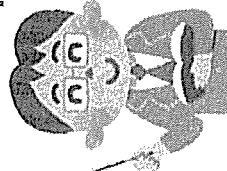
被災者支援施策パッケージ（平成25年3月15日発表）に盛り込んだ施策のほか、福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握、自然体験活動、民間団体を活用した被災者支援といった施策について拡充・検討予定。



これまでの取組を拡充(検討中を含む)する施策の例

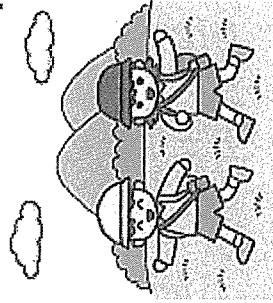
福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握

- これまでの福島県民を対象とした外部被ばく線量等の調査のほかに、福島近隣県における個人線量計による外部被ばく状況の把握。
- 福島近隣県を含めた健康管理に関する支援の在り方を検討するための有識者会議を開催。



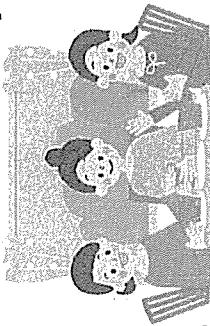
自然体験活動の充実

- 子どもが屋外でのびのびと活動できるようになりますため、今後、学校等が行う自然体験活動・交流活動について、福島県内のほか、事業に新たに福島県外についても支援を検討。



民間団体を活用した被災者支援の拡充

- 福島県から県外へ避難した被災者に対し、避難元・避難先に関する情報提供
- 避難者からの相談対応
- などの事業を、NPO等民間団体を活用して新たに実施。



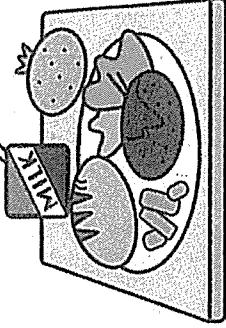
学校給食の放射性物質検査の実施地域の充実

- 学校給食のより一層の安心確保のため、学校給食の放射性物質の検査を行う。

(対象地域)

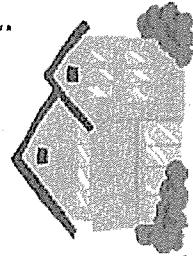
青森県・岩手県・宮城県・福島県・
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・
千葉県・新潟県・長野県

※ 本年7月において9県から11県に充実



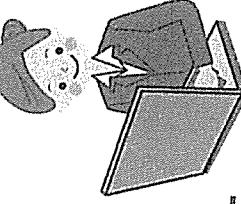
住宅についての支援拡充

- 借上住宅（民間賃貸住宅等）を活用した応急仮設住宅）の供与期間を、平成27年3月末まで延長。
- 支援対象地域に居住していった避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援。



就労支援施策の拡充

- マザース/ハローワークの充実や、民間事業者を活用した長期失業者支援の拡充により、避難者が多い地域における就職支援の強化を検討。



東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする
住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に關
する施策の推進に関する法律（子ども被災者支援法）抜粋

第八条（支援対象地域で生活する被災者への支援）

国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。）で生活する被災者を支援するため医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条（放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等）

国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。